

「再エネ業務管理システム」の不正閲覧に係る 行政指導に対する報告の概要

2023年5月12日
北海道電力株式会社

■ 今回の事案

- 再生可能エネルギーの固定価格買取制度（以下、「FIT」）に関する交付金申請手続きにおいて、電力広域的運営推進機関から情報確認の依頼を受けた場合、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法に基づき国が認定した発電設備の情報（以下、「設備認定上の発電設備情報」）と、当社で管理している発電設備情報の整合性を確認し、報告期限までに国に報告する必要があります。
- また、発電者から太陽光発電設備を設置済みの場所に蓄電池を併設するなどの契約変更申込みを受け、受給契約確認書（当社が電気を買い取ることに係る契約書）を発行する際、設備認定上の発電設備情報と申込内容の整合性を確認する必要があります。
- 本来であれば、設備認定上の発電設備情報は、書類を保管する全道の各事業所に確認するべきところ、当社は、経済産業省が管理・運営し、一般送配電事業者のみアクセスが許可されている再エネ業務管理システム（以下、「当該システム」）を閲覧し、設備認定上の発電設備情報を確認していました。

再エネ業務管理システムの概要

システム管理：経済産業省

アクセス権限：北海道電力ネットワーク株式会社を含む一般送配電事業者10社

アクセス方法：一般送配電事業者毎に付与されたIDとパスワードの入力

閲覧可能情報：供給エリア内の設備認定上の発電設備情報

■ 行政指導に対する報告の概要

- 当該システムの不正閲覧事案を今後発生させないため、当社では以下の対策を実施し、再発防止に取り組んでまいります。

再発防止策

① 日常業務におけるコンプライアンスの徹底

- ・本件業務を所管する需給運用部の従業員に対し、本事象の調査結果および原因、本事象に係る当社の行為がコンプライアンス違反に該当する重大な案件であることを共有のうえ、コンプライアンスを最優先として業務に取り組むよう指示文書を発出。（2023年2月24日実施済み）
- ・また、需給運用部に利用権限が与えられていないシステム（社内、社外を含む）について、不正なID・パスワードの取得および不正な利用を行わないよう指示文書を発出。（2023年2月24日実施済み）
- ・本事案のほか、他電力会社における独占禁止法違反の該当事案や託送情報の不正閲覧事案の発生を受け、全従業員に対して、一層のコンプライアンスの徹底を求める指示文書を発出。（2023年3月31日実施済）
- ・今般当社で判明した事案および他電力会社で判明した事案を踏まえ、ほくでんネットワーク株式会社に対して情報提供を求めることができる範囲と情報提供の手続きを明確化するよう、2020年4月に制定した「一般送配電業務の中立性確保に関する行動規程」を改正。（2023年5月予定）

② 従業員への教育

- ・当社全従業員を対象としたコンプライアンス教育資料に本事案を追加し、本事案を社内で共有するとともに、当該資料に基づき定期的に研修を実施のうえ、当社全従業員のコンプライアンスを徹底。（社内共有は2023年3月24日実施済み、研修は2023年4月17日から5月19日にかけて実施中）

③ システムのID・パスワードの管理

- ・需給運用部において、システムで管理されている個人情報等を保護する観点から定期的にパスワードを変更する取り扱いを徹底。（2023年2月24日実施済み）

④ 内部監査の実施

- ・内部監査により、再発防止が継続的かつ効果的に実施されているかを定期的に検証。（2023年度より実施予定）